

# 神奈川県議会委員会条例の一部改正について（案）

## 1 改正の概要

- 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の傍聴人については、議員を除き、これまで、委員会にはかりこれを決めていたが、この取扱いを変更し、随時傍聴を可能とするため、委員会を公開する旨の規定に改める。
- また、委員会を公開することに伴い、傍聴に関し必要な事項を規程で定めることとする。

## 2 新旧対照表

新	旧
<p><u>（委員会の公開等）</u></p> <p>第17条 <u>委員会は、これを公開する。</u> ただし、委員会の議決により秘密会とすることができる。</p> <p>2 秩序保持のため必要があると認めるときは、委員長は、傍聴人の退場を命ずることができる。</p> <p><u>3 前項に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、規程で定める。</u></p>	<p><u>（傍聴の取扱）</u></p> <p>第17条 <u>議員は、随時委員会を傍聴することができる。</u><u>その他の傍聴人については、委員会にはかり、これを決める。</u>ただし、委員会の議決により秘密会とすることができる。</p> <p>2 秩序保持のため必要があると認めるときは、委員長は、傍聴人の退場を命ずることができる。</p> <p>(追加)</p>

## 3 施行日

公布の日から施行する。

ただし、改正後の規定は、施行の日の後に招集される委員会について適用する。

## 4 その他

改正後の委員会条例第17条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項は、（仮称）神奈川県委員会傍聴規程として定めることとする。